

## ボウリング競技規則の改定について

現行規程	改定後
競技規程	競技規程
<p><b>第 122 条（自動式ファール判定器使用の場合）</b></p> <p>自動式ファール判定器を使用して行う競技は、判定器がファールを指示した場合、これに従い、判定器が正常に働いていないことが確認された場合、又は競技者がファールをしていないという証拠が明らかな場合には、これをファールとしない。</p> <p>ファール判定器のファール判定に異議ある場合、投球者は投球したままの状態ですら審判員もしくは競技会役員に異議の申し立てをしなくてはならない。</p> <p>万一、その状態を離れて申し立てた場合は、その異議を認めない。</p> <p>自動ファール判定器が一時故障で使用できない場合には、次のような処置をとる。</p> <p>(1) 選手権競技会又は競技会においてファール審判員を配置し、ファールを判定する。</p> <p>(2) ファール審判員を配置できない場合は、それに準ずる者が判定する。</p> <p>(3) リーグにおいて、ファール審判員を配置できないときは、それに準ずる者、あるいは、チームにおいてはチーム主将、個人においては数名の意見を取り入れて判定する。</p>	<p><b>第 122 条（自動式ファール判定器使用の場合）</b></p> <p>自動式ファール判定器を使用して行う競技は、判定器がファールを指示した場合、これに従い、判定器が正常に働いていないことが確認された場合、又は競技者がファールをしていないという証拠が明らかな場合には、これをファールとしない。</p> <p style="color: red;">(削除)</p> <p style="color: red;">(削除)</p> <p>自動ファール判定器が一時故障で使用できない場合には、次のような処置をとる。</p> <p>(1) 選手権競技会又は競技会においてファール審判員を配置し、ファールを判定する。</p> <p>(2) ファール審判員を配置できない場合は、それに準ずる者が判定する。</p> <p>(3) リーグにおいて、ファール審判員を配置できないときは、それに準ずる者、あるいは、チームにおいてはチーム主将、個人においては数名の意見を取り入れて判定する。</p>
選手権競技会規程	選手権競技会規程
<p><b>第 407 条（ボウラーズエリア）</b></p> <p>選手権競技会において競技者、観客に識別できるようボウラーズエリアを定めるものとする。</p> <p>2 各団体において、ボウラーズエリアに入ることのできるのは監督又はコーチのいずれか 1 名とする。</p> <p>3 ボウラーズエリアに入ることのできる範囲は、自チームの競技しているボウラーズエリア内とする。</p>	<p><b>第 407 条（ボウラーズエリア）</b></p> <p>選手権競技会において競技者、観客に識別できるようボウラーズエリアを定めるものとする。</p> <p>2 各団体において、ボウラーズエリアに入ることのできるのは監督又はコーチのいずれか 1 名とする。<span style="color: red;">ただし、各選手権競技会において別の定めがある場合、この限りではない。</span></p> <p>3 ボウラーズエリアに入ることのできる範囲は、自チームの競技しているボウラーズエリア内とする。</p>

現行規程	改定後
<p style="text-align: center;">選手権競技会規程</p> <p><b>第 410 条 (使用ボール)</b></p> <p>選手権競技会に使用するボールは、次の各号に基づいて使用するものとする。</p> <p>(1) 選手権競技会に出場する者の使用ボールは、すべて WTBA 公式認定ボール又は本協会公式認定ボールで認証検査に合格したものであること。また、常に本協会規定の「ボール検査合格証」を携帯していなければならない。競技中役員に提示を求められた場合、直ちに提出し、不携帯の場合はその時点で失格とする。</p> <p>(2) 合格したボールでも、表面にテープ、ペンキ等で目印をしたり、明らかに故意にキズをつけた場合は、失格とする。</p> <p>(3) ボールの表面調整及び表面加工については、競技規定第 136 条を適用する。</p> <p>(4) 競技者は、大会に使用するすべてのボールを登録しなければならない。</p> <p>(5) 1991 年 1 月 1 日以前に製造されたボールの競技会での使用の可能、不可能については、主催者が決定する。</p> <p>(6) 上記のほか、競技規定第 135 条を適用する。</p> <p><b>第 411 条 (ボールの再検査)</b></p> <p>競技中参加全競技者の中から無作為にボール検査を実施する。登録されていないボール、検査したボールが規格に外れたり、規定に反していた場合は失格とし、大会の記録はすべて無効となる。</p>	<p style="text-align: center;">選手権競技会規程</p> <p><b>第 410 条 (使用ボール)</b></p> <p>選手権競技会に使用するボールは、次の各号に基づいて使用するものとする。</p> <p>(1) 選手権競技会に出場する者の使用ボールは、すべて WTBA 公式認定ボール又は本協会公式認定ボールで認証検査に合格したものであること。また、常に本協会規定の「ボール検査合格証」を携帯していなければならない。</p> <p style="color: red;">(削除)</p> <p>(2) 合格したボールでも、表面にテープ、ペンキ等で目印をしたり、明らかに故意にキズをつけた場合は、失格とする。</p> <p>(3) ボールの表面調整及び表面加工については、競技規定第 136 条を適用する。</p> <p>(4) 競技者は、大会に使用するすべてのボールを登録しなければならない。</p> <p>(5) 1991 年 1 月 1 日以前に製造されたボールの競技会での使用の可能、不可能については、主催者が決定する。</p> <p>(6) 上記のほか、競技規定第 135 条を適用する。</p> <p><b>第 411 条 (ボールの再検査)</b></p> <p>競技中参加全競技者の中から無作為にボール検査を実施する。登録されていないボールを使用していた場合、大会の記録はすべて無効となる。</p>